

平成25年11月18日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	下管第15号 烏屋野幹線管更生(その2)工事
疑義内容(市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目)	
1. 施工第0-0033号内訳表「足掛け金物設置・撤去工」に関する質問に対して、『積算基準[4 下水道] P.80(A-2-8)「D-44~50-2 壁立上がり工」で積算している』との回答がありました。年度に関する記載はありませんでしたが、当社は平成25年度公表の歩掛を使用して積算致しましたが、この歩掛は平成24年度より同一であります。市の積算に当たりましては、平成23年度までの歩掛りを使用されておられませんでしょうか? ご確認下さいますようお願い申し上げます。	
回 答	
1. 平成24年度(平成24年10月30日以降適用)積算基準[4 下水道]で積算しています。	